

3. 福銀総合口座取引規定

改訂前	改訂後
<p>10.即時支払</p> <p>(1) 次の各号の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。</p> <ul style="list-style-type: none">①支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき②相続の開始があったとき③第9条第1項第2号により極度額を超えたまま6ヶ月を経過したとき④住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき⑤貸越金の担保となっている定期預金について（仮）差押があり、第8条第3項第1号により貸越元利金等が新極度を超えるとき。 <p>(2) (略)</p>	<p>10.即時支払</p> <p>(1) 次の各号の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。</p> <ul style="list-style-type: none">①支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき②相続の開始があったとき(削除)③第9条第1項第2号により極度額を超えたまま6ヶ月を経過したとき③住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき④貸越金の担保となっている定期預金について（仮）差押があり、第8条第3項第1号により貸越元利金等が新極度を超えるとき。 <p>(2) (略)</p>